

静岡県告示第219号の3

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号。以下「条例」という。）別表424の6の項及び424の7の項中都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるものを次のように定める。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

都市の低炭素化の促進に関する法律による認定手数料区分の基準

- 1 条例別表424の6の項及び424の7の項のその他の場合の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の区分の金額の欄中都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ②及びロ②に規定する基準とする。
- 2 条例別表424の6の項及び424の7の項のその他の場合の一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分又はその他の建築物の区分の金額の欄中都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (1) 基準省令第10条第1号イ②及びロ②に規定する基準
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号）附則第3項による基準省令第10条第1号ロ②に規定する基準

附 則

この告示は、公示の日から施行する。